

入札参加者の皆様へ

令和 8 年 7 月
近畿中国森林管理局

令和 8 年 7 月 1 日以降の発注分（入札公告日）から、森林土木工事、調査・設計業務に係る一般競争入札（総合評価落札方式）の入札手続きを一部改正しましたのでお知らせします。

【今回の主な改正点】

森林土木工事

○総合評価落札方式加算項目（加算点）に関する評価の基準（評価点）の見直し

評価項目である【賃上げ実施の表明】、【ワークライフ・バランス等の推進】について、その適合事業者に対する評価点を加算点としていますが、今回、その評価点を変更しました。

- ・【賃上げ実施の表明】について、賃上げ表明の有の場合、2 点から 1 点へ変更
- ・賃上げ実施が未達成の場合、減点が － 3 点から － 2 点へ変更
- ・【ワークライフ・バランス等の推進】について、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「くるみん」、「トライくるみん」、「ユースエール」のいずれかを取得又は「一般事業主行動計画」届け出をしており、かつ、「若手技術者等の確保・育成への取り組み」を行っている場合、2 点を加算

調査・設計業務

○総合評価落札方式加算項目（加算点）に関する評価の基準（評価点）の見直し

評価項目である【技術者の継続教育】、【過去に受注した同種業務の成績】、【賃上げ実施の表明】について、その適合事業者に対する評価点を加算点としていますが、今回、その評価点を変更しました。

- ・【技術者の継続教育】について、継続教育の取組において加点されており、技術士（CPD 認定）に認定されている場合は、1 点を加算
- ・【過去に受注した同種業務の成績】について、森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定の平均が、80 点以上が 4 点から 3 点、75 点以上 80 点未満が 3 点から 2 点、70 点以上 75 点未満が 2 点から 1 点、70 点未満が 1 点から 0.5 点へ変更
- ・【賃上げ実施の表明】について、賃上げ表明の有の場合、4 点から 2 点へ変更
- ・賃上げ実施が未達成の場合、減点が － 5 点から － 3 点へ変更

※ 評価点の詳細は、「簡易型総合評価落札方式の評価項目・評価基準及び評価配点」をご覧ください

さい。